

## 佐野市広報さの広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、佐野市広告掲載要綱（平成18年佐野市告示第222号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市が作成する広報さの（以下「広報紙」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (広告の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、次のとおりとする。

- (1) 裏表紙
- (2) 表紙及び裏表紙以外のページの下段

### (広告掲載の制限)

第3条 広告の掲載は、1広告主につき毎号1回限りとする。

### (広告掲載の割り付け)

第4条 掲載する広告の割り付けは、市が行う。

### (掲載規格及び掲載料)

第5条 掲載規格及び掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

- (1) 裏表紙面2段枠（カラー、縦100mm×横175mm） 88,000円
- (2) 1段枠（カラー、縦45mm×横175mm） 33,000円
- (3) 半段枠（カラー、縦45mm×横86.5mm） 16,500円

2 前項各号に掲げる掲載料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含むものとする。

### (提出書類)

第6条 要綱第6条の必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 広告原稿
- (2) 市町村税の納税証明書
- (3) 広告掲載を希望する者の業務内容が分かる書類（法人にあつては、商業の登記事項証明書）

2 市長は、前項第1号の広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。

3 前項の規定により修正を求めたにもかかわらず、市長が定める期限までに応じない場合には、申込みを取り下げたものとみなす。

(広告原稿の作成)

第7条 広告主は、第5条に定める枠内で版下原稿を作成し、掲載日の1カ月前までに提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。